

石巻市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成29年3月28日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 渡 辺 拓 朗

- 1 監査対象部課等 建設部
都市計画課、石巻駅周辺整備プロジェクト推進室、道路課（施設維持事務所、施設維持事務所河北地区出張所を含む。）、建築課、住宅管理課、建築指導課、下水道管理課、下水道建設課及び河川港湾室
- 2 監 査 期 間 平成29年1月23日から同年3月28日まで
- 3 監 査 対 象 範 囲 平成28年度一般事務及び財務に関する事務の執行
（平成28年12月31日現在）
- 4 監 査 場 所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監 査 結 果 平成28年度一般事務及び財務に関する事務の執行状況について事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理において別紙のとおり指摘します。
なお、指摘事項以外の軽微な事項については、別途指導しました。

指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

| 対象部課 | 不適正事項 | |
|------|-------|---|
| | 項目 | 内容 |
| 道路課 | 支出事務 | <p>1 補助金交付事務について</p> <p>石巻市私道等整備補助金に係る事務において、補助金交付決定に係る回議書へ実績報告書の受理等の処理状況が追記されていなかったほか、補助金の額の確定及び補助事業者への補助金交付額確定通知書発送の事務が行われていなかった。</p> <p>補助事業の場合、額の確定は市の最終確認行為であり、いかなる事情があっても必要なものであるので、石巻市私道等整備補助金交付要綱に基づき適正に処理すること。</p> |